

老人医療

に関するお知らせ

市役所 南庁舎 保険年金課
☎(0857) 20-3482
各総合支所福祉保健課
(10 ページ上段参照)

1. 負担割合の定期判定を行います

老人医療受給者は、所得状況などにより医療費の1割または2割を負担していただいています。平成18年度の住民税課税状況などにに基づき、負担割合を判定します(右表1参照)。その結果、負担割合が変わる人には、7月末に新しい受給者証を郵送します。なお、新しい負担割合が適用になるのは8月1日からです。

※年度途中で世帯員の異動や所得更正となる場合がありますが、月単位で負担割合の見直しを行っています。

これにより、負担割合が変わる人へは、その都度、新しい受給者証を郵送します。

2. 医療費や食事代が減額になります

老人医療受給者の同一世帯全員が住民税非課税(住民税非課税世帯)の場合は、申請して認定を受けると、医療費などの自己負担限度額を減額します(右表2参照)。

この認定は、申請した月の初日から適用となりますので、通院や入院などされたときは、すぐに申請してください。既に認定を受けている人も、8月以降の通院や入院については申請が必要です。

受付開始日 8月1日(火)から随時

認定期間 8月1日(火)～平成19年7月31日(火)

必要なもの ▶老人保健医療受給者証 ▶健康保険証
▶入院期間がわかるもの(医療機関発行の領収書)

受付場所 市役所 南庁舎 保険年金課
各総合支所福祉保健課

3. 判定基準の見直しなどにより所得区分が上がる人には、経過措置があります

公的年金などの控除見直しと、 老年者控除の廃止にともなう経過措置

公的年金などの控除の見直しおよび老年者控除の廃止により、新たに医療費などの自己負担限度額の区分が「一定以上所得者」と判定された人で、下記の条件を満たす場合は、「一般」(表2参照)の額となります。

※適用期間：8月から2年間

〔経過措置の条件〕

- 課税所得が145万円以上213万円未満の人
- 同一世帯に老人医療受給者1人(本人)の場合は、年収が383万円以上484万円未満の人、また、70歳以上の人または老人医療受給者が2人以上(本人含む)いる場合は、合わせた年収が520万円以上621万円未満の人※2の場合は申請が必要です。

表1

所得区分	負担割合	条件				
一般	1割	下記以外				
一定以上所得者	2割	<ul style="list-style-type: none"> 同一の世帯に、住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の人または老人医療受給者(本人含む)がいる場合 ※ただし、同一世帯に老人医療受給者1人(本人)の場合は、年収が383万円未満、また、70歳以上の人または老人医療受給者が2人以上(本人含む)いる場合は、合わせた年収が520万円未満であれば、申請により1割負担になります。 <p>■判定の基準額が8月から変更されます。</p> <table border="1"> <tr> <td>2人以上年収合計</td> <td>621万円未満⇒520万円未満</td> </tr> <tr> <td>1人の年収合計</td> <td>484万円未満⇒383万円未満</td> </tr> </table>	2人以上年収合計	621万円未満⇒520万円未満	1人の年収合計	484万円未満⇒383万円未満
2人以上年収合計	621万円未満⇒520万円未満					
1人の年収合計	484万円未満⇒383万円未満					

表2

所得区分	外来+入院(1カ月)		入院中の食事代負担額(1日につき)	
	外来(1カ月)	外来+入院(1カ月)		
一定以上所得者	40,200円	72,300円 + 医療費が361,500円を超えた場合は超えた分の1% (※高額医療費の支給が4回目以降は40,200円)	260円	
一般	12,000円	40,200円	260円	
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	過去1年入院期間90日以内	210円
			過去1年入院期間91日以上	160円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	100円	

※低所得Ⅱ…住民税非課税世帯

※低所得Ⅰ…住民税非課税世帯であって各所得が経費・控除を差し引いたとき0円になる人(年金所得の控除額は80万円として計算)

■判定の基準額が8月から変更されます。

低所得Ⅰの年金所得控除額 65万円⇒80万円

住民税非課税措置廃止にともなう経過措置

老年者に係る住民税非課税措置の廃止により、課税世帯となったが、課税者が合計所得金額125万円以下で平成17年1月1日現在65歳以上の人のみの場合、同一世帯内の非課税者は申請により、医療費が高額になったときの自己負担限度額および食事代が、「低所得Ⅱ」の額となります。※適用期間：8月から2年間

老人医療制度の見直しを進めています！

医療制度改革により、10月から老人医療制度が大きく変わります。負担割合や自己負担限度額など変更内容については、市報、ホームページなどでお知らせいたします。